

## 千葉市空家等の有効活用等に関する相談業務及び空家等情報提供制度に関する業務協定書

千葉市（以下「市」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部（以下「宅建協会千葉支部」という。）は、平成30年10月25日に締結した「千葉市の空家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書」第3条第3項に基づき、千葉市空家等の有効活用等に関する相談業務（以下「相談業務」という。）及び千葉市空家等情報提供制度（以下「情報提供制度」という。）に関する業務について、次のとおり協定を締結する。

### （業務の目的）

第1条 市及び宅建協会千葉支部は、市に寄せられた空家等の有効活用等に関する相談に対し、空家等の適正管理、有効活用及び解消を目的とし、協力して本相談業務を実施する。また、情報提供制度を運営することを通じて空家等の利活用を促進し、もって地域の住環境の向上に寄与することを目的とし、協力して本情報提供制度に関する業務を実施する。

### （相談員）

第2条 相談員は相談業務、現地調査業務及び物件見学業務を行うものとし、宅建協会千葉支部が選定した会員がこれにあたるものとする。

### （運営部会の設置）

第3条 宅建協会千葉支部は、相談業務の円滑な運営を図るために運営部会を組織する。

2 運営部会は、相談業務及び情報提供制度に関する業務の効果が高まるよう相談員に対し、業務の目的及び内容等を周知するものとする。

### （相談業務及び現地調査業務の実施）

第4条 市は、空家等の有効活用等に関する相談の申し込みがあった場合、必要に応じて相談内容を宅建協会千葉支部へ提供するものとする。

2 宅建協会千葉支部は、市から提供された相談内容を元に、相談員を選定・現地派遣し、相談員は簡易的な目視調査、空家等の有効活用等に関する相談の申し込みをした者（以下「相談者」という）からの聞き取り調査等を行い、相談者に対して以下のアからオの情報提供に努めるものとする。

ア 空家等・敷地の状態から活用方法等の提案

イ 賃貸、売買、適正管理等の取引動向

ウ リフォーム、増改築、解体等の取引動向

エ 専門業種の紹介

オ その他相談内容に関する事項

3 前項で選定・現地派遣された相談員は、相談者が情報提供制度への物件登録を希望する場合は、前項の情報提供に加え、以下のアからオに関する現地調査を市と協力して行うものとする。

ア 現行建築基準関係規定への違反の有無の確認

イ 境界杭の有無及び接道状況の確認

ウ 間取りの確認

エ 建物・設備状況の確認

オ その他物件登録に必要な事項の確認

4 宅建協会千葉支部は、第2項及び第3項の相談内容等をまとめ、市へ報告するものとする。

5 第3項の現地調査の費用負担に関しては、市と宅建協会千葉支部で協議し、決定するものとする。

(相談者への説明)

第5条 相談員は、本業務においては中立的な立場で相談に応じ、一切の営業行為を禁止する。なお、相談者から詳細な調査等を要求された場合には、有料となることがある旨を事前に相談者に伝えるものとする。

(物件見学業務の実施)

第6条 市は、空家等の利用を希望する者が情報提供制度へ登録された物件の見学を希望する場合、必要に応じて宅建協会千葉支部へ物件見学の協力を依頼するものとする。

2 宅建協会千葉支部は、前項の規定による依頼を元に、相談員を選定・現地派遣し、物件見学に協力するものとする。

(媒介業務の実施)

第7条 市は、空家等の利用を希望する者が情報提供制度へ登録された物件の交渉を希望し、登録物件所有者が交渉に応じる場合、必要に応じて宅建協会千葉支部へ媒介協力を依頼するものとする。

2 宅建協会千葉支部は、前項の規定による依頼を元に、媒介を行う会員を選定し、選定された会員は当該物件の媒介契約を書面で締結し、市に報告するものとする。

3 宅建協会千葉支部は、前項の規定による媒介契約後の売買又は賃貸借契約の状況について、市に報告するものとする。

(媒介の報酬)

第8条 当該物件の媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法の規定による国土交通大臣が定めた報酬の額以内の額とする。

2 前項の規定に関わらず賃貸借の媒介の場合に限り、借主からの報酬のみとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに市又は宅建協会千葉支部のいずれからも書面による協定終了の意思表示がないときは、この協定は、自動的に同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 宅建協会千葉支部は、宅建協会千葉支部の会員以外の第三者に対し協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(守秘義務)

第11条 宅建協会千葉支部、相談員及び媒介を行う会員は、相談業務及び情報提供制度に関する業務に関して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は利用してはならない。そのほか、個人情報の取扱いについて、千葉市空家等の有効活用等に関する相談業務及び情報提供制度に関する業務個人情報取扱特記事項に定める。

(業務に係る協議)

第12条 市及び宅建協会千葉支部は、相談業務及び情報提供制度に関する業務に関して、業務の拡充、円滑な運用等に係る事項について協議するものとする。

(その他事項等)

第13条 宅建協会千葉支部は、市が相談業務又は情報提供制度に関する業務について第三者に委託した場合、その受託者に協力するものとする。

2 この協定の締結をもって、平成27年3月4日に締結した「千葉市空き家の有効活用等に関する相談業務協定書」は解消するものとする。

3 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、市と宅建協会千葉支部で協議し、決定するものとする。

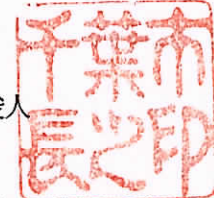
この協定の証として本書2通を作成し、市及び宅建協会千葉支部は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年 4 月 15 日

(住 所) 千葉市中央区千葉港1番1号

(団体名) 千葉市

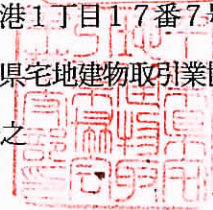
(氏 名) 千葉市長 熊谷 俊人



(住 所) 千葉市中央区中央港1丁目17番7号

(団体名) 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部

(氏 名) 支部長 石川 公之



千葉市空家等の有効活用等に関する相談業務及び  
空家等情報提供制度に関する業務個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会千葉支部(以下「宅建協会千葉支部」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、千葉市空家等の有効活用等に関する相談業務(以下「相談業務」という。)及び千葉市空家等情報提供制度(以下「情報提供制度」という。)に関する業務の事務処理に関わる個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。)その他個人情報の保護に関わる法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報収集の目的)

第2 相談業務及び情報提供制度に関する業務による個人情報収集は、その利用状況を千葉市(以下「市」という。)へ報告するためと、その控えを保管することを目的とする。

(適正な管理)

第3 宅建協会千葉支部は、相談業務及び情報提供制度に関する業務による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 宅建協会千葉支部は、相談業務及び情報提供制度に関する業務による事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、市にその旨を報告しなければならない。

3 宅建協会千葉支部は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報事業者に該当する場合には、同法の規定を遵守するとともに、市にその旨を報告しなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第4 宅建協会千葉支部は、相談業務及び情報提供制度に関する業務に従事する者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても相談業務及び情報提供制度に関する業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項を周知しなくてはならない。

2 宅建協会千葉支部は、従事者に対し、個人情報の違法な利用及び提供に関して条例で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

3 宅建協会千葉支部は、従事者に対し、相談業務及び情報提供制度に関する業務による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5 宅建協会千葉支部は、相談業務及び情報提供制度に関する業務による事務を処理する

ために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用又は提供の禁止)

第6 宅建協会千葉支部は、市の指示又は承諾がある場合を除き、相談業務及び情報提供制度に関する業務による事務に係る個人情報を目的以外の目的に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 宅建協会千葉支部は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに市へ報告し、市の指示に従うものとする。

適切かつ

報提供制  
者に引き

は生ずる  
する。

